

令和 7 年 3 月 26 日

地域密着型サービス事業所管理者 様  
基準該当サービス事業所管理者 様  
総合事業の指定事業所管理者 様

上越市健康福祉部高齢者支援課長

## 令和 7 年度介護職員等処遇改善加算等に関する届出等について（通知）

このことについて、令和 7 年 3 月 19 日付け高齢第 1738 号新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長通知「令和 7 年度介護職員等処遇改善加算に関する届出について（通知）」を参照のうえ、当該加算の届出を行ってください。

地域密着型サービス事業所、基準該当居宅サービス事業所、総合事業の指定事業所については、上越市が指定権者になりますので、市への届出をお願いいたします。

### 記

#### 1 令和 7 年度処遇改善計画書の提出について

令和 7 年度に介護職員等処遇改善加算の算定を行う場合は、処遇改善計画書（以下「計画書」という。）の作成・提出が必要です。

##### 【提出様式】

様式は上越市ホームページに掲載します。（厚生労働省公表様式と同じもの）

<上越市ホームページの掲載場所>

上越市ホームページ（トップページ）>ライフシーンで探す>介護>基本情報>介護保険について>事業所向け情報>令和 7 年度 介護職員等処遇改善加算の届出

※掲載には時間がかかるため、送付した様式を使用してください。

[様式詳細]

- ・別紙様式 2-1、2-2 介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書（令和 7 年度）
- ・別紙様式 5 特別な事情に係る届出 ※該当ない場合は不要
- ・別紙 3-2、1-3 体制等届出書（地域密着型サービス用（介護予防含む））
- ・別紙 50、1-4 体制等届出書（総合事業用）
- ・別紙 3、1-1 または 1-2 体制等届出書（（介護予防）基準該当短期入所生活介護用）

※新たに加算を算定する場合、加算区分を変更する場合は、体制等届出書の提出が必要です。（加算区分を変更しない場合は提出不要）

次項あり

## 2 提出期限 【期限厳守】

- ・令和7年4月及び5月算定に係る提出期限：令和7年4月15日（火）
  - ・令和7年6月以降の算定に係る提出期限：加算を算定する月の前々月の末日
- ※一度提出した計画書及び体制等届出書を変更する場合は、高齢者支援課へご連絡ください。

## 3 その他

市への届出は、原則メールにて行ってください。

※メールでの提出が難しい場合は、郵送または持参でも可。

<p>[担当] 上越市 高齢者支援課 介護企画係 池田 電話：025-520-5704 E-mail : kaigo@city.joetsu.lg.jp</p>
--